



医療福祉相談室 だより

2013年3月
第4号

松和会 MSW 部会

人工透析を始められた患者さまの経済的負担が軽減されるよう医療費の公的助成制度が確立されています。今回はその中のひとつである心身障害者医療費助成制度についてご説明いたします。

心身障害者医療費助成制度（障）について ※東京都



制度概要

東京都内にお住まいの 下記の条件を満たした方が利用できる制度で、通称障「マルショウ」と呼ばれています。この制度を利用すると透析以外の医療費も助成されます。所得によって医療費全額助成または一部負担となります。

対象者

- ①障害者手帳1級・2級（内部障害者は3級含む）、または愛の手帳1級・2級をお持ちの65歳以下の方
- ②東京都の定める所得制限を超えていない方

扶養親族数	所得制限
0人	3,604,000 円
1人	3,984,000 円
2人	4,364,000 円
3人	4,744,000 円

- ③健康保険に加入している方

<2012年9月現在>

※申請時に所得制限を越えていて対象外となった方でも、その後65歳になるまでに所得制限を越えなくなった場合には、再び申請をすることができます。

助成内容

マル障一部負担金			ひと月あたりの自己負担上限額
住民税課税者	通院	1割	12,000 円
	入院	1割	44,400 円
住民税非課税者	通院		負担なし
	入院		負担なし

申請受付

申請窓口は市区町村によって異なります。
詳しくはお住まいの市区役所・町村役場にお問い合わせください。

申請書類

- ・受給者証交付申請書
 - ・健康保険証
 - ・障害者手帳
 - ・前年の所得の状況を証明する書類
(1月～8月までに行う申請については、前々年の所得)
- ※ただし、課税台帳等の公簿での所得確認に同意されるかたは必要ありません
- ・印鑑



【心身障害者医療費助成制度の払い戻しについて】

心身障害者医療費助成制度を扱っていない医療機関や、県外の病院で受診する場合は、医療保険の自己負担分を、一旦ご本人様が支払うこととなりますがその領収書と印鑑を持って、加入している健康保険に申請をすれば、払い戻しの手続きをすることができます。

